

## 脱炭素先行地域募集要領（第6回）

令和6年12月27日  
環 境 省

### 1. 趣旨

地域脱炭素は、我が国の2050年カーボンニュートラル目標達成のためには必要不可欠なものであり、また、脱炭素が経済競争と結びつく時代、地方の成長戦略として、地域の強みを活かした地域の課題解決や地方創生に貢献する機会となっています。

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）及び「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）では、地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区等の多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現の姿を示し、全国に広げることとしています。これまでに5回の募集を行い、選定された81地域において、取組を実施しているところです。

今般、脱炭素先行地域（第6回）の選定を行うため、以下のとおり、地方公共団体による脱炭素先行地域の計画の提案を募集します。

### 2. 脱炭素先行地域の概要

#### （1）脱炭素先行地域とは

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

#### （2）脱炭素先行地域に求められること

脱炭素先行地域は、民生部門電力における取組において、2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実施するものであり、全国の先行例・模範となって、「脱炭素ドミノ」の起点になり、地域脱炭素の取組を広げていくことが強く期待されます。

第5回までに選定された多様な81提案が取組を実施しています。地域特性に応じた先進性・モデル性のある取組が地域の課題を解決し、脱炭素と地方創生を同時実現することにつながっています。

また、脱炭素先行地域の範囲を超えて活動をし得る都道府県・地域金融機関・地域の中核企業・教育機関等を巻き込み、地域の脱炭素を推進するための基盤を構築することも、取組を横展開させるための先進性・モデル性の観点から重要なポイントとなります。

一方で、選定地域が増えるにつれ、様々な「先行事例」の要素がいわば「先取り」さ

れ、今後、新たに選定される脱炭素先行地域については、既選定提案を分析の上で、これまで以上に新たな先進性・モデル性の打ち出しが求められています。

### 3. 提案者

#### (1) 主たる提案者

- 地方公共団体（市区町村、都道府県）のみ提案が可能です。
- 計画の実施、変更等に係る判断及び最終的な責任は主たる提案者の地方公共団体とするほか、主たる提案者は、共同提案者に過度に依存することなく、高い主体性を保持して取組を実施することとします。

#### (2) 共同提案者

- 民間事業者等との共同提案を必須とします。
- 共同提案者となる民間事業者等は、計画の全体又は一部について責任を持って関与し、主たる提案者である地方公共団体と連携して具体的な取組を実施又は支援する意思を有する者とし、その業種・属性は問いません。
- 共同提案者には、脱炭素先行地域での取組を、当該事業者等が事業を行う地域において、横展開していくことを求めます。
- なお、地方公共団体は民間事業者等には含まれませんが、地方公共団体が共同提案者になることは可能です。複数の地方公共団体で提案する場合、主たる提案者は一の地方公共団体とし、その他の地方公共団体は共同提案者として提出してください。

### 4. 脱炭素先行地域の選定プロセス

#### (1) はじめに

環境省が脱炭素先行地域の計画提案を募集し、応募する地方公共団体は管轄する地方環境事務所に計画提案書を提出します。地方環境事務所では、必要に応じ地方支分部局への意見照会を行った上で環境省本省に回付します。その後、有識者で構成する脱炭素先行地域評価委員会（以下「評価委員会」という。）にて評価を行い、その評価を踏まえ、環境省が脱炭素先行地域を選定します。

#### (2) 評価委員会における審査の流れ

評価委員会では、書面審査のほか、必要に応じて、対面又は Web 会議によるヒアリングを行う予定としています。なお、ヒアリングの日程や開催方式等の詳細は、募集期間終了後、ヒアリングの対象となる地方公共団体に対して地方環境事務所より連絡します。ヒアリングを実施しない場合もありますので、ご承知置きください。

#### 【審査全般に関する注意事項】

審査については、計画提案書等の提出書類の内容（取組内容・規模や地域脱炭素推進交付金等の活用する国費の額、スケジュール、実施体制等）のほか、審査過程において追加で提出いただく資料やヒアリング等での回答事項等も全て審査対象になります。また、

これら審査対象については、内容の修正・見直し等の対応を求める場合もありますので、御承知おきください。

具体的な審査プロセスは、以下のとおりです。

### ① 確認事項に関する審査

はじめに、各選定要件の確認事項について確認を行います。その確認の結果、要件を満たしていることが確認できた提案は、次のプロセスに進めます。

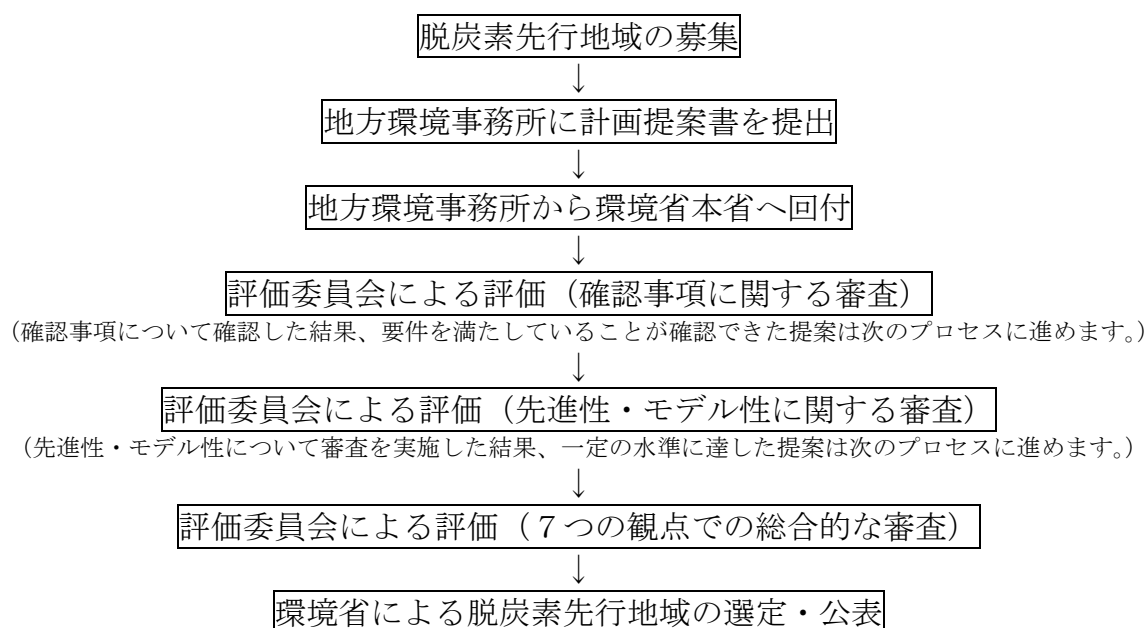
### ② 先進性・モデル性に関する審査

確認事項について確認した結果、要件を満たしている提案は、先進性・モデル性の観点から審査を実施します。これは、選定地域が増えるにつれ、様々な「先行事例」の要素がいわば「先取り」され、これまで以上に新たな先進性・モデル性の打ち出しが求められる中、全国の地域脱炭素の先行例・模範として、「脱炭素ドミノ」の起点になり得るかを重視しているからです。なお、脱炭素先行地域では、脱炭素と地域課題の同時解決を行い、取組の成果が地域に裨益することも重要なポイントであることから、本プロセスでは地域経済循環への貢献の観点からも審査を実施します。審査の結果、一定の水準に達した提案は、次のプロセスに進めます。

### ③ 7つの観点での総合的な審査

先進性・モデル性に関する審査において、一定水準に達した提案については、7つの観点により、総合的に評価を実施します。

<選定プロセス フロー>



(※) 提出された計画提案書の内容について、環境省（地方環境事務所を含む。）から関係府省庁（地方支部分局を含む。）へ、必要に応じて意見照会を行うことがあります。

## 5. 脱炭素先行地域の選定要件等

### (1) 選定の考え方

脱炭素先行地域の選定に当たっては、先進性・モデル性の優れた提案を評価しますが、それ以外にも、地域脱炭素ロードマップ等を踏まえ、地域経済循環への貢献や事業性のほか、脱炭素先行地域に相応しい再エネ導入量や当該地域のある地方公共団体での再エネ発電量の割合等の観点で評価を行い、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する提案を選定します。

具体的には、第1回～第5回の選定実績や行政事業レビュー等を踏まえ、7つの観点で評価を実施します。前提となる事項と選定要件ごとに必須である「確認事項」を確認した上で、脱炭素先行地域に相応しい取組を加点評価する「評価事項」により評価を行い、地方公共団体の規模や地域特性等に応じて多様な地域を環境省が選定します。

### (2) 脱炭素先行地域の選定要件（前提となる事項と7つの観点）

#### 0) 前提となる事項

- 1) 先進性・モデル性
- 2) 地域経済循環への貢献
- 3) 事業性
- 4) 取組の規模・効果及び電力需要における自家消費率・地産地消率
- 5) 再エネ設備の導入量及びその確実性
- 6) 需要家・供給事業者・関係者との合意形成
- 7) 地域の将来ビジョンとの整合性

### (3) 各選定要件の確認事項及び評価事項

#### 0) 前提となる事項

##### 【確認事項】

- ・ エリアの特性を踏まえつつ、既存の区画等に沿い合理的な脱炭素先行地域の範囲が特定されていること
- ・ 事業の各年度のスケジュールが適切に計画されていること
- ・ 脱炭素先行地域の取組を実現するための執行体制が、提案地方公共団体において構築されており、具体的に示されていること
- ・ 事業の進捗管理の実施体制・運営方法が示され、かつ、外部有識者等を含む複層的な進捗管理・評価の体制が示されていること
- ・ 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）及び地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定又は改定していること。ただし、策定又は改定がなされていない場合は、令和7年度中に実施するスケジュールを示していること
- ・ 地方公共団体実行計画（事務事業編）の目標が、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画：令和3年10月22日閣議決定）の目標（2013年度を基準として、2030年度までに50%削減）以上になっていること（※）。また、個別の措置についても、政府実行計画に準じた措置になっていること

（※）温室効果ガス総排出量に与える影響の大きい施設等の規模やその増減、事務・

事業の動向を踏まえ、これら施設等に係る目標についても最大限の水準とすること

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の目標が、地球温暖化対策計画の目標（2030年度に2013年度から46%削減）にとどまらない野心的な水準（※）であること  
（※）民生部門やその他の部門・分野について、地球温暖化対策計画の目標・目安を踏まえ、最大限の水準で設定をすること

#### 1) 先進性・モデル性

##### 【確認事項】

- 提案地方公共団体内における脱炭素先行地域以外の地域への横展開の方策に関して具体的に示されていること
- 提案地方公共団体以外への横展開の方策に関して具体的に示されていること

##### 【評価事項】

- 地域資源を最大限活用しつつ、脱炭素と地域課題の解決を同時に実現する姿（地方創生に資する脱炭素）が示されているほか、脱炭素先行地域以外への横展開の方策が示されている等、先進性・モデル性に関して、既選定の脱炭素先行地域での取組と差別化され、優れている点が以下の観点等において具体的に示されていること
  - － 地域課題解決の手法や、需要家・エリア設定、施策間連携等に関して、既選定の脱炭素先行地域での取組と差別化され、当該事項が具体的に示されていること
  - － 脱炭素先行地域へ削減効果の大きな技術を導入することにより、当該技術の新たな需要を創出し、地域経済への貢献と経済成長につながることに期待できることが、具体的に示されていること。また、技術の導入効果を最大化するための導入方法や運用方法等における工夫について、既選定の脱炭素先行地域での取組と差別化され、優れていることが具体的に示されていること
  - － 需要家や関係者等との合意形成の方法について工夫がなされ、既選定の脱炭素先行地域と差別化され、優れていることが具体的に示されていること
  - － 脱炭素先行地域以外の地域への脱炭素の基盤となり得る都道府県や地域金融機関、地域エネルギー会社、中核企業との連携や地元事業者の育成等の取組が具体的に示されていること
  - － 脱炭素先行地域の取組と相まって相乗効果が期待される、太陽光発電設備等の設置を義務付ける条例の制定や制度の導入等が具体的に示されていること
  - － 脱炭素先行地域の取組を地域脱炭素推進交付金等の国費に安易に頼ることなく、事業のコスト低減に資する取組等、事業を効率的かつ継続的に追求する取組が具体的に示されていること
  - － 脱炭素先行地域の取組と相まって相乗効果が期待される住民等の行動変容の取組が具体的に示されていること

## 2) 地域経済循環への貢献

### 【確認事項】

- 脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とその解決に向けた取組が説明されていること
- 共通 KPI（重要業績評価指標）及び前項の課題解決に向けた個別 KPI が設定されるとともに、全ての KPI の設定根拠や達成方法が説明されていること

### 【評価事項】

- 脱炭素先行地域の取組成果が、以下の観点等で地域に裨益し、地域経済循環に資する取組であること
  - － 再エネを最大限導入するとともに、地域エネルギー会社等を通じて、地域外に流出しているエネルギー代金を域内に還流させ、地域内の投資・所得の向上に寄与していること
  - － 脱炭素先行地域の取組を通じて、新たな産業や事業、サプライチェーンの創出、企業誘致、地域エネルギー会社の創設を行う等、地域経済・雇用の創出・拡大等に取り組んでいること
  - － 家畜ふん尿、林地残材等の未利用資源の活用や、使用済み太陽光パネルの資源循環、事業により発生する熱や消化液等の副産物の活用等、これまで廃棄等していた地域資源を最大限活用し、新たな付加価値をもたらす取組であること
  - － 脱炭素先行地域の取組を進めるに当たり、地域資本や地元事業者を活用する体制を構築する等、地元の事業者・人材の育成に取り組んでいること
  - － 脱炭素先行地域の取組を通じて得た事業収益を活用し、地域課題に向けた取組を実施する等、地域内で収益が還元する仕組みを構築していること

## 3) 事業性

### 【確認事項】

- 総事業費及び地域脱炭素推進交付金に関し、CO<sub>2</sub>削減量1トン当たりの費用効率性が算出されていること
- 主要な事業について、投資回収年数が算出されていること
- 事業を効率的かつ継続的に行う工夫が示されていること
- 取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られることが示されていること
- 金融機関等と計画内容を共有し、金融機関が共同提案者として参画していること又は金融機関が各事業の出融資に関して合意する等の協議・調整状況が示されていること

### 【評価事項】

- 総事業費や地域脱炭素推進交付金に係る CO<sub>2</sub>削減量1トン当たりの費用効率性が優れていること
- 主要な事業について、法定耐用年数と比して合理的な投資回収年数が設定されていること
- 事業を効率的かつ継続的に行う工夫が具体的、定量的に示され、横展開の可能性等の観点も含め、地域脱炭素推進交付金等の国費に安易に頼らない方策が優れていること
- 金融機関等と計画内容を共有し、金融機関が各事業の出融資に関して合意する等の

協議・調整状況について具体的な内容が示され、事業の継続性が見込まれるものとなっていること

- 計画している事業について、国の交付率等より低い交付率等で実施しようとしていること、または、協調補助を実施しようとしていること
- 脱炭素に関する先導的な取組の実績がある、または、経験が豊富な連携先を確保しているなど、事業を着実に実行できる知見を有すること

#### 4) 取組の規模・効果及び電力需要における自家消費率・地産地消率

##### ① 民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを目指す取組

###### 【確認事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門について、電力需要量の実績値を集計又は推計し、脱炭素先行地域内に供給される再エネ等の電力供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等となっていること

###### 【評価事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が適切であること（※）
  - （※）脱炭素先行地域の取組を主として実施する範囲とは別に付加された施設群について、公共施設はこれらの電力需要量を50%割り引き、民間施設は、一定のモデル性が認められない限り、これらの電力需要量を25%割り引いて評価する。
  - （※）脱炭素先行地域の取組を主として実施する範囲内外にかかわらず、地方公共団体が所有する廃棄物処理施設の自家消費は、電力需要量を100%割り引いて評価する。
- 脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量について、自家消費の割合（自家消費率）を可能な限り高くすること
- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方公共団体で発電する再エネ電力量の割合（地産地消率）を可能な限り高くすること

##### ② 民生部門電力以外における取組

###### 【確認事項】

- 地域特性に応じ、脱炭素先行地域内の民生部門の電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも1つ以上であり、当該取組のCO<sub>2</sub>削減効果とその根拠が示されていること

###### 【評価事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組について、温室効果ガス削減の規模が適切であること
- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組について、複数組み合わせ実施していること
- 脱炭素先行地域内の民生部門以外の電力の取組を実施する場合の自家消費率及び地産地消率については、「①民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを目指す取組」の内容に準じて実施すること

## 5) 再エネ設備の導入量及びその確実性

### 【確認事項】

- 導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること。また、脱炭素先行地域の取組を進めるに当たって特に重要な再エネ設備を基幹発電設備として設定していること
- 再エネ情報提供システム（REPOS）や衛星写真等を活用したFS調査を実施し、地域の特性に応じた再エネ賦存量を確認していること
- 生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止（ハザードマップ等による災害リスクの有無の確認を含む。）や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能量を把握していること

### 【評価事項】

- 生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止（ハザードマップ等による災害リスクの有無の確認を含む。）や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、脱炭素先行地域内の追加的な再エネ導入量（新規の再エネ設備の導入量）が大きいこと
- FS調査のうち、実地調査を実施し、脱炭素先行地域内の再エネ導入可能量をより確実に把握していること
- 系統接続協議（事前相談・接続検討申込み等）を実施し、脱炭素先行地域内の再エネ導入可能量をより確実に把握していること
- 地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえ、脱炭素先行地域内の再エネ導入可能量をより確実に把握していること
- 必要に応じ、導入する再エネ設備の種類、設置場所等について、複数の選択肢があるなど、状況に応じた柔軟な導入のあり方（代替案）を検討していること

## 6) 需要家・供給事業者・関係者との合意形成

- ① 民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを目指す取組

### 【確認事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要家を原則全て対象としていること。また、合意形成の状況や合意形成までのスケジュールが具体的に示されていること
- 脱炭素先行地域内の民生部門の取組の実施にあたり、対象となる事業者等（※）を特定し、体制を構築することについて合意がなされていること  
（※）再エネ発電事業者、送配電事業者、地域エネルギー会社、PPA事業者、地元企業、金融機関、大学等の教育機関、自治会、経済団体等

### 【評価事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門の取組を実現するため、電力需要家との合意を一定程度適切に図っていること（※）  
（※）合意形成の進捗状況等に応じて評価する。
- 脱炭素先行地域内の民生部門の取組の実施にあたり、対象となる事業者等の役割分担が明確化されるとともに体制が具体的に構築され、事業実施に関し、合意を一定程度適切に図っていること（※）  
（※）合意形成の進捗状況等に応じて評価する。



## ② 民生部門電力以外における取組

### 【確認事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組の需要家を特定していること。また、合意形成の状況や合意形成までのスケジュールが具体的に示されていること
- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組の実施にあたり、対象となる事業者等(※)を特定し、体制を構築することについて合意がなされていること  
(※) 再エネ発電事業者、送配電事業者、地域エネルギー会社、熱供給事業者、運輸事業者、地元企業、金融機関、大学等の教育機関、経済団体、農業団体等

### 【評価事項】

- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外の取組の需要家との合意を一定程度適切に図っていること (※)  
(※) 合意形成の進捗状況等に応じて評価する。
- 脱炭素先行地域内の民生部門電力以外の取組の実施にあたり、対象となる事業者等の役割分担が明確化されるとともに体制が具体的に構築され、事業実施に関し、合意を一定程度適切に図っていること (※)  
(※) 合意形成の進捗状況等に応じて評価する。

## 7) 地域の将来ビジョンとの整合性

### 【確認事項】

- 設定する地域課題が、関連する基本的な計画（総合計画や地方版総合戦略等）や個別分野における計画（都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等）において位置付けられていること
- 脱炭素先行地域の取組を、関連する基本的な計画（総合計画や地方版総合戦略等）や個別分野における計画（都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等）に位置付ける方針を示していること

### 【評価事項】

- 脱炭素先行地域の取組を基本的な計画（総合計画や地方版総合戦略等）に位置付ける方針について、そのスケジュールのほか、当該計画に位置付ける内容や相乗効果等が具体的に示されていること
- 脱炭素先行地域の取組を個別分野における計画（都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等）に位置付ける方針について、そのスケジュールのほか、当該計画に位置付ける内容や相乗効果等が具体的に示されていること
- 脱炭素先行地域での取組が、2030年以降の現実的な将来見通し（人口減少や高齢化等）を踏まえた適切な取組となっていること
- 地方公共団体内において、脱炭素先行地域の取組を通じた地域の将来ビジョンを達成するための執行・推進体制が具体的に構築又は構築される予定が具体的な確度をもって示されていること

## 6. 計画提案書及び記載事項

脱炭素先行地域の計画提案に当たっては、計画提案書（様式1）及び計画提案概要（様式2）を作成してください。作成の際は、本募集要領のほか、各様式や「脱炭素先行地域づくりガイドブック」、「脱炭素先行地域のよくある御質問とその回答」、「地域脱炭素・再エネ推進交付金FAQ」を確認してください。

### （1）計画提案書の記載事項

1. 脱炭素先行地域の概要と計画提案の先進性・モデル性
  - 1.1 計画提案内容の概要
  - 1.2 先進性・モデル性
  - 1.3 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決、地域経済循環への貢献等
2. 地方公共団体の基本情報、温室効果ガス排出の現況
  - 2.1 提案地方公共団体の社会的・地理的特性
  - 2.2 温室効果ガス排出の実態
3. 脱炭素先行地域における取組の全容
  - 3.1 地域の将来ビジョンと脱炭素先行地域の関係
  - 3.2 事業の概要
  - 3.3 事業の実施スケジュール等
  - 3.4 事業費の額、活用を想定している資金
4. 取組内容の詳細
  - 4.1 脱炭素先行地域の再エネポテンシャルの状況
  - 4.2 民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロの取組
  - 4.3 民生部門電力以外の温室効果ガス排出削減等の取組
5. 各事業の事業性の確保に係る試算・検討状況
6. 関係者との連携体制と合意形成状況等
  - 6.1 地方公共団体内部の推進体制
  - 6.2 関係者との連携体制と合意形成状況
  - 6.3 事業を着実に実施するための実績等
7. 地方公共団体実行計画の改定状況等

### （2）計画提案概要の記載事項

計画全体の概要をまとめた資料を作成してください（様式2）。

## 7. 交付金事業計画の提出について

交付金事業計画は選定後、環境省の審査を経て、受理することになります。特定地域脱炭素移行加速化交付金（以下、「GX交付金」という。）の要件に合致する場合は、原則GX交付金を活用いただくことになります。このため、要件に合致する場合は、予め「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」と「GX交付金」に事業を切り分けた形で計画をご提出いただくことになりますのでご承知おきください。

## 8. 取組状況のフォローアップ等

### (1) 進捗管理・計画最終年度の取組評価

選定地方公共団体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告するとともに、計画の最終年度末に取組結果を報告します。

選定地方公共団体の進捗状況については、必要に応じ、評価委員会においてヒアリングを行うなどして評価分析し、選定地方公共団体に対し助言を行います。特に、脱炭素先行地域選定から3年程度をめぐり中間評価として、設備導入やCO2削減効果等の進捗に加え、地域課題解決の観点にも重点を置いた評価を行います。

さらに、計画の最終年度末の結果報告に対しては、評価委員会にて取組の最終評価を行います。

なお、脱炭素先行地域として選定された計画の取組が進捗せず、必要な措置を図ってもなお改善が見られない場合には、必要に応じて、関係機関の意見を聴取した上で、評価委員会の評価を踏まえ、計画内容の変更を求めることがあります。変更後の計画に基づき実施したにもかかわらず、なお取組の進捗が一定の水準に満たない場合（中間評価や最終評価等においては、計画の達成が見込まれない場合や確認できない場合）には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。

また、脱炭素先行地域の計画内容等に変更が生じた場合は、別途定める「脱炭素先行地域取扱要領」によるものとします。

### (2) 取組状況のフォローアップ

地方環境事務所及び環境省本省は、脱炭素先行地域の取組状況を随時フォローアップします。

また、選定評価に携わっている選定委員のほか、7つの地方環境事務所の管轄ブロックごとに1名ずつのフォローアップ専門委員が加わり、各地域の取組内容について専門的な知見から評価・助言し、伴走支援します。

なお、選定地方公共団体については、選定された計画の内容や取組の進捗状況について、環境省等が主催するイベントにおいて発表いただくなど情報発信にご協力いただく予定です。また、他の地域に同様の取組が広がっていくように、環境省として、今後様々な機会を通じて、選定地方公共団体同士やこれから地域の脱炭素化に取り組む地方公共団体と交流する場を提供する予定です。

### (3) その他

地方公共団体実行計画（事務事業編）に係る各取組等の進捗状況や、地方公共団体実行計画（区域施策編）に係る各施策等の進捗状況については、毎年度環境省に報告をしていただきます。また、その結果については環境省のホームページ等で公表します。

## 9. 募集期間、提案書の様式、提出方法等

### (1) 募集期間（第6回）

令和7年2月3日（月）～2月6日（木）

## (2) 募集締切

令和7年2月6日（木）12時必着

※締切後の提出は認めません。なお、災害等の事由から締切までの提出が困難な場合は、提出先に相談ください。

※一度提出があった提案書等の資料の再提出は環境省からの指示があった場合を除き認めません。

## (3) 計画提案書の様式等

① 様式1：脱炭素先行地域計画提案書（Word形式）

② 様式2：脱炭素先行地域計画提案概要（PPT形式）

③ 表作成ツール（Excel形式）

④ 地域脱炭素の推進のための交付金 チェックシート（Excel形式）

⑤ 新規の再エネ発電設備の導入に関するFS調査の概要資料（様式自由）

※⑤は、基幹発電設備について提出すること。

## (4) 提出方法

提案地方公共団体を管轄する地方環境事務所（宛先は（5）参照）に電子メールで提出してください。

- ・ メール件名は、「【提出】（6桁の都道府県・市区町村コード）（提出日4桁）（提案者名）脱炭素先行地域提案資料」とすること。
- ・ 様式1は、ファイル名を「（6桁の都道府県・市区町村コード）\_（提案者名）\_様式1」としたWord形式とPDF形式にて提出すること。
- ・ 様式2は、ファイル名を「（6桁の都道府県・市区町村コード）\_（提案者名）\_様式2」としたPPT形式（様式2）とPDF形式にて提出すること。

## (5) 提出先・問い合わせ先

脱炭素先行地域の応募、検討等に当たっては、管轄の地方環境事務所に早めに御相談ください。

| 地方環境事務所                | メールアドレス・連絡先                               | 管轄   |
|------------------------|---|--|
| 北海道地方環境事務所<br>地域脱炭素創生室 | CN-HOKKAIDO@env. go. jp<br>011-299-2460   | 北海道  |
| 東北地方環境事務所<br>地域脱炭素創生室  | CN-tohoku@env. go. jp<br>022-207-0734     | 青森県・岩手県・宮城県・<br>秋田県・山形県                              |
| 福島地方環境事務所<br>総務部渉外広報課  | reo-fukushima@env. go. jp<br>024-573-7352 | 福島県  |
| 関東地方環境事務所<br>地域脱炭素創生室  | CN-KANTO@env. go. jp<br>048-600-0157      | 茨城県・栃木県・群馬県・<br>埼玉県・千葉県・東京都・<br>神奈川県・新潟県・山梨県・<br>静岡県 |

|                         |   |  |
|-------------------------|---|--|
| 中部地方環境事務所<br>地域脱炭素創生室   | CN-CHUBU@env. go. jp<br>052-385-4248      | 富山県・石川県・福井県・<br>長野県・岐阜県・愛知県・<br>三重県                    |
| 近畿地方環境事務所<br>地域脱炭素創生室   | CN-Kinki@env. go. jp<br>06-6881-6511      | 滋賀県・京都府・大阪府・<br>兵庫県・奈良県・和歌山県                           |
| 中国四国地方環境事務所<br>地域脱炭素創生室 | CN-CHUSHIKOKU@env. go. jp<br>086-223-1544 | 鳥取県・島根県・岡山県・<br>広島県・山口県                                |
| 四国事務所<br>地域脱炭素創生室       | CN-SHIKOKU@env. go. jp<br>087-811-7240    | 徳島県・香川県・愛媛県・<br>高知県                                    |
| 九州地方環境事務所<br>地域脱炭素創生室   | CN-KYUSYU@env. go. jp<br>096-322-2415     | 福岡県・佐賀県・長崎県・<br>熊本県・大分県・宮崎県・<br>鹿児島県(奄美群島の各地方公共団体を除く。) |
| 沖縄奄美自然環境事務所<br>地域脱炭素創生室 | CN-KYUSYU@env. go. jp<br>098-836-6400     | 鹿児島県(奄美群島の各地方公共団体)<br>沖縄県                              |

#### (6) 提出資料の取扱い

脱炭素先行地域として選定された場合、提出資料の情報は原則公表します。提案者の地方公共団体が策定する個人情報保護条例等に基づき非公表扱いとする必要がある箇所については、その対象箇所がわかるように、「非公表」と記載してください。ただし、提出時に非公表と記載されている箇所についても、選定後、再度公表の可否等を精査します。

なお、提出された計画提案書の内容について、環境省（地方環境事務所を含む。）から関係府省庁（地方支部分局を含む。）へ、必要に応じて意見照会を行うことがあります。

#### (7) 選定結果公表

令和7年春を予定

### 10. 留意事項

提案内容について、環境省本省及び地方環境事務所への相談は、透明性等の確保の観点から、計画提案書が提出された以降は受け付けません。

提案に当たり、評価委員会委員、環境省本省の幹部及び担当者に対し、選定の陳情等を行うことは控えてください。募集期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととします。また、選定結果の通知前に環境省本省の幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えてください。